

議案第 2 4 号

専決処分の承認を求めることについて

朝霞市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 8 年 6 月 5 日提出

朝霞市長 松下 昌代

専決第5号

朝霞市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

朝霞市国民健康保険税条例（昭和33年朝霞市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の朝霞市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和8年3月31日専決

朝霞市長 松下 昌代